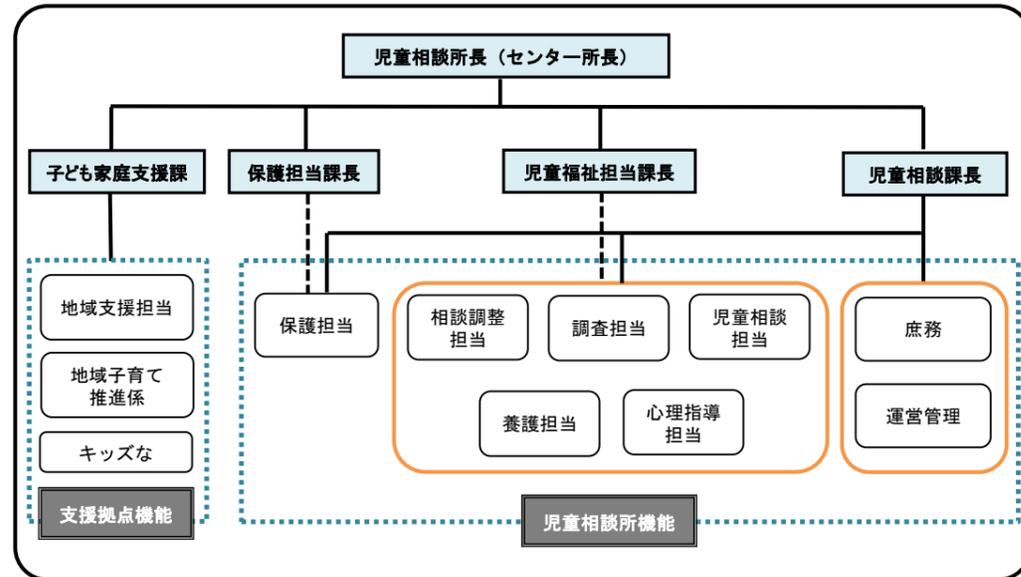


# 大田区児童相談所 人材確保・育成計画【概要版】～児童虐待防止を担う人材を確保し、育てる～

## 1 計画策定の背景と目的【第1章】

区は、子ども家庭支援センターと児童相談所（以下「児相」）それぞれの機能を統合し、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」（以下「センター」）として一体的に整備・運営していくこととした。本計画は、増加する児童虐待相談等に迅速に対応する職員体制の整備や、職員の育成方策など、センターにおける具体的・実効的な人材の確保・育成に向け定めるものである。

## 2 整備する組織のイメージ【第2章】



## 3 管理職と課の役割【第2章】

職名	課の役割・業務
児童相談所長 (センター所長・部長級)	○センターに寄せられる相談や虐待通告に対して、対応の最終判断を行う。
児童相談課長 (庶務担当課長・所長の補佐)	○指揮命令…「庶務係」、「運営管理係」 ○政策・立案、センターの管理運営などの業務に加え、児童福祉施設や里親等への措置費支弁事務など児童相談所特有の事務を担う。
児童福祉担当課長	○指揮命令…「相談調整担当」、「調査担当」、「児童相談担当」等 ○児童福祉司・児童心理司・保健師等により虐待・非行・育成・障害等の相談に対応し、判定、指導及び措置などを行う。
保護担当課長	○指揮命令…「保護担当」 ○一時保護所における児童指導員により、入所した児童の生活指導、学習指導、行動観察など一時保護業務全般に対応する。
子ども家庭支援課長	○指揮命令…「地域支援担当」、「地域子育て推進係」、「キッズな」 ○現在の子ども家庭支援センターが実施している総合相談や、養育困難家庭に対する在宅支援などにより虐待防止の役割を担うほか、要保護児童対策地域協議会に関する事務などを担う。

## 4 人材の確保【第3章】

課別の職員数(常勤)

課	職員数
児童相談課	9
児童福祉担当課	61
保護担当課	41
子ども家庭支援課 ※	40
<b>合計</b>	<b>151</b>

児相専門職の内訳

専門職	必要配置数	配置可能数 (R3現在)	差引育成数 (R4～R7)	区の職種
児童福祉司	42	28	14	福祉・保育士・児童指導等
児童心理司	19	13	6	心理
児童指導員	36	9	27	福祉・保育士・児童指導

◆配置可能数は、派遣研修経験者及び子ども家庭支援センターにおける虐待ワーカー経験者から算出した見込み数  
◆上表の内訳の他に、子ども家庭支援課の差引育成数として12人を想定(福祉・保育士等)

※地域子育て推進係・キッズなを含む

- 児童相談所長…児童相談所長の資格を有し、児相勤務経験のある部長級を配置する。
- 各課長…児童相談課長以外の課長は、開設までに派遣研修を経験するなど、所長登用の環境を整える。
- 児童福祉司…任用資格と、派遣研修または子ども家庭支援センター経験を有する福祉職等を配置する。
- 児童福祉司 SV・児童心理司 SV…再度の派遣研修による有資格者と任期付職員などを配置する。
- 児童心理司…新規採用及び派遣研修経験を有する心理職を配置する。
- 児童指導員…派遣研修経験のある保育士及び児童指導を主に配置し、各ユニットの取りまとめ役として福祉も配置する。
- その他…児相勤務経験者等の外部登用も検討する。

## 5 人材の育成【第4章】

開設までの派遣研修予定者数

	R3	R4	R5	R6	R7
派遣者数	14	15	15	16	14
(内訳)					
児童福祉司	5	6	6	6	6
児童心理司	5	5	5	5	4
児童指導員	4	4	4	5	4
うち新規派遣者	8	9	8	11	7

※一般職・専門職のみ

児相専門職に対する派遣状況<<開設時>>  
(H22からの派遣者累計及び派遣割合)

- 児童福祉司 31人・74%
- 児童心理司 16人・84%
- 児童指導員 23人・64%

- 派遣研修…開設時に派遣経験者を高い割合で配置できるよう、計画的に派遣研修を実施する。
- 研修等…法定研修等での資格取得及びスキルアップとともに、開設後においてもジョブローテーションや人材育成専門員の配置等により、さらなる育成を図る。

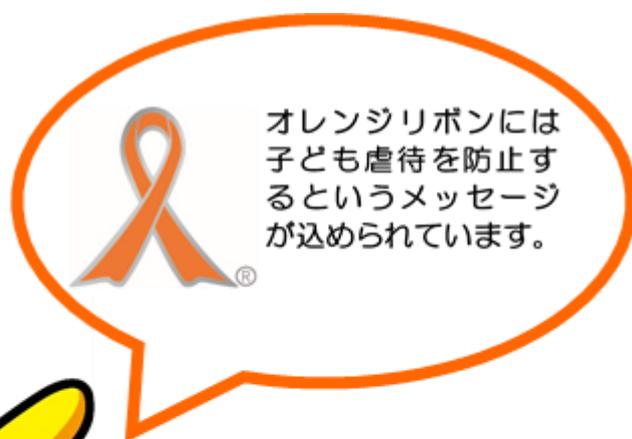
## 6 「児童相談所開設準備室」と児童相談所設置市事務【第5・6章】

- 児童相談所開設準備室
  - 開設の概ね2年前である令和6年度に、部長級職員を室長として設置する。
  - 室長の下に「開設準備課長」「児童福祉担当課長」「保護準備担当課長」を配置し、開設時の組織に繋げるとともに、派遣戻り職員を活用し効果的・効率的な開設準備事務を推進する(一部、兼務も検討)。
- 児童相談所設置市事務
  - 関係部局による検討結果を別紙4「事務処理体制(案)」として整理し、後年度の人員要求等に繋げる。
  - 現時点での想定事務量は「281」(関係部局は福祉部・健康政策部・こども家庭部)

# 大田区児童相談所

## 人材確保・育成計画

～児童虐待防止を担う人材を確保し、育てる～



令和4年2月

大田区

本計画は、今後の関係法令の改正や東京都等との協議、さらに庁内関係部局との調整の結果、変更が生じる場合があります。また、組織名称はすべて仮称であり、組織体制、事務分掌、職員数等についても現時点での見込みです。

今後、児童相談所設置推進本部アドバイザー会議等の検討状況や、職員の採用及び派遣状況を踏まえ、随時計画の見直しを行うこととします。

(凡例)

法：児童福祉法

令：児童福祉法施行令

規：児童福祉法施行規則

運営指針：児童相談所運営指針（平成3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）

設備運営基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景と目的

- 1 背景 . . . . . 1
- 2 計画策定の目的 . . . . . 1

## 第2章 センターの機能と役割

- 1 担うべき役割 . . . . . 2
- 2 求められる人材 . . . . . 2
- 3 国が定める組織と人員 . . . . . 2
  - (1) 児童相談所の組織の標準 . . . . . 2
  - (2) 児童相談所の職員構成の標準 . . . . . 3
  - (3) 支援拠点の職員配置と職務 . . . . . 3
- 4 組織・体制と役割分担 . . . . . 4
  - (1) 児童相談所長 . . . . . 4
  - (2) 課長級職員 . . . . . 4
  - (3) 児相機能 . . . . . 5
  - (4) 支援拠点機能 . . . . . 6

## 第3章 人材の確保

- 1 常勤職員の必要数 . . . . . 9
- 2 算定根拠 . . . . . 10
  - (1) 根拠法令等に基づく職員配置の考え方 . . . . . 10
  - (2) 算定式 . . . . . 10
  - (3) 配置基準を超えた上乗せ配置の必要性 . . . . . 11
- 3 常勤職員に必要な資格等（法令等から抜粋） . . . . . 11
  - (1) 児童相談所長 . . . . . 11
  - (2) 児童福祉司 . . . . . 12
  - (3) 児童福祉司スーパーバイザー（SV） . . . . . 13
  - (4) 児童心理司 . . . . . 13
  - (5) 児童心理司スーパーバイザー（心理SV） . . . . . 13
  - (6) 児童指導員 . . . . . 13
- 4 常勤以外の職員等 . . . . . 14
  - (1) 会計年度任用職員等 . . . . . 14
  - (2) 業務委託 . . . . . 15
- 5 確保に向けた方向性 . . . . . 15
  - (1) 職員配置年次計画 . . . . . 15
  - (2) 専門職の育成数（令和3年度現在） . . . . . 16
- 6 具体的な確保策 . . . . . 16
  - (1) 児童相談所長及び課長 . . . . . 16
  - (2) 児相機能 . . . . . 16

(3) 支援拠点機能	18
(4) その他の確保方策	18
第4章 人材の育成	
1 開設に向けた能力開発	19
(1) 職員派遣	19
(2) 研修	21
(3) その他の育成方策	22
2 開設後の育成方策	23
(1) ジョブローテーション	23
(2) 研修等の支援	23
3 管理職の育成	23
第5章 児童相談所開設準備室	
(1) 児童相談所開設準備室の設置	25
(2) 開設準備室の体制と職員規模等	25
(3) 開設準備室における専門職の活用	25
(4) 執務スペース	26
第6章 児童相談所設置市事務	27
卷末資料	
職員配置基準等	28

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1 背景

平成28年5月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童の福祉を保障する理念や国、都道府県、市区町村それぞれの責務・役割が明確化されました。また、特別区においても児童相談所（以下、固有名詞等の一部を除き「児相」という。）を設置できることとなりました。

区は、この改正法の理念に則り、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、区が運営・管理する児相の設置をめざすこととしました。

平成29年度には、区のめざす児相のあり方を明確にするとともに、児童相談行政を取り巻く様々な課題を抽出し、整備に必要な条件を整理するため、「大田区児童相談所基本構想・基本計画」を策定しました。この基本構想・基本計画において、大田区児相がめざす姿を、「一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、おおたの子どもを守ります」として明確化し、子ども家庭支援センター（以下、「子家セ」という。）機能（法の改正により規定された「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）と位置付けています）と、児相機能とを統合し、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター（以下、「センター」という。）」として一体的に整備・運営していくことを運営方針として決めました。

このような経過を踏まえ、区が策定した「新おおた重点プログラム」においては、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備」を重点事業として位置づけ、施設整備や運営体制の検討などの開設準備を進めているところです。

## 2 計画策定の目的

センターが開設したその日からその職責を果たし、子どもと家庭を総合的に支援するためには、児童相談行政を的確に担い得る専門的知識と技術を確実に習得した職員体制の整備が不可欠です。このことから、本計画は、増加する児童虐待相談等に迅速に対応する職員体制の整備や、開設に向けた準備組織の拡充とともに、派遣研修等の育成方策など、より具体的・実効的な人材の確保・育成に向け定めるものです。

なお、児童相談行政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、国は法改正を視野に子ども家庭支援のあり方について検討を進めていることから、本計画の更新や運用の変更等も想定されます。そのため、今後の国の動向などを踏まえ、本計画は随時見直します。

## 第2章 センターの機能と役割

### 1 担うべき役割

新たに整備するセンターでは、これまで支援拠点としての子家セが担ってきた虐待の防止と初期対応の機能を基盤に置き、重篤な案件を担う児相機能と一元化し、子育てに関する様々な相談等に対して、迅速かつ的確に対応していきます。

具体的には、支援拠点機能では、広く子育ての不安などの相談に対し、在宅支援サービスによりその悩みを解消する、虐待の未然防止の役割を主に担います。また、児相機能では、一時保護や施設への入所など、専門的で緊急かつ重篤な事案などを主に担います。これにより、支援拠点機能を最大限活用した、子どもと家庭に対する一元的かつ総合的な支援を行うとともに、未然防止に主眼を置いた虐待への対応を強化します。

### 2 求められる人材

児相の設置・運営については、法令の定めによるほか、厚生労働省通知「運営指針」に基づき、地域の実情に即した児相の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に努めるものとされています。また、児相は、子どもに関する相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置するものです。

この目的を達成するために、職員には児童福祉に関する高い専門性を有していることが求められており、特に、児童相談業務に携わる職員に対しては、子どもの権利擁護及び健全育成をその役割として、援助に必要な専門的態度及び知識、技術を持って対応し、一定の効果を上げることが期待されています。職員一人ひとりが自らの職責の重大さを常に意識するとともに、その職責を果たし、必要な専門性を獲得できるよう、人材育成の方策を充実します。

### 3 国が定める組織と人員

#### (1) 児童相談所の組織の標準

運営指針では、人口150万人以上の地方公共団体の中央児相はA級、その他の児相はB級を標準として定められています。区として整備する児相は1か所であり、「中央児相※」として位置付けますが、人口規模からB級の規定を準用します。

※都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長は、都道府県等内の連絡調整や相談援助活動を円滑に行うため、児童相談所のうちの一つを中央児童相談所に指定することができる（規則第5条の2）

また、「総務部門」、「相談・措置部門」、「判定・指導部門」、「一時保護部門」の4部門を持つことを標準としていることから、組織を次表のように位置づけます。

標準組織	センター組織※
総務部門	児童相談課
相談・措置部門、判定・指導部門	児童福祉担当課
一時保護部門	保護担当課

※ほかに、支援拠点機能として「子ども家庭支援課」を設置

なお、地区別構成や相談種類別構成（養護・障害・非行・育成のチーム等）については、区の実情と大田区児童相談所設置推進本部アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）での議論を踏まえ、今後具体的に検討していきます。

## （２）児童相談所の職員構成の標準

運営指針では、所長及び各部門の長のほか、次に掲げる職員を配置することと定められています。

◇児童福祉司スーパーバイザー	◇児童福祉司
◇相談員	◇医師及び保健師（医師は精神科医・小児科医）
◇児童心理司スーパーバイザー	◇心理療法担当職員
◇児童心理司	◇その他必要とする職員
◇弁護士（これに準ずる措置も可）	

【参考】令和元年度 全国児童福祉主管課長・児相長会議で当区から事前に質問

《質問》法第12条第4項に定める、「常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児相における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」について、「これに準ずる」とは常勤としての配置ではなく、非常勤職員としての雇用や顧問契約、法的指導助言等業務委託契約などの形態でも良いのか？

《厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課 児童相談係 回答》常勤雇用には限らず「常時相談できる体制」が趣旨。例えば、本庁に勤務する弁護士でも顧問契約でも良いが、「常時」相談できること。

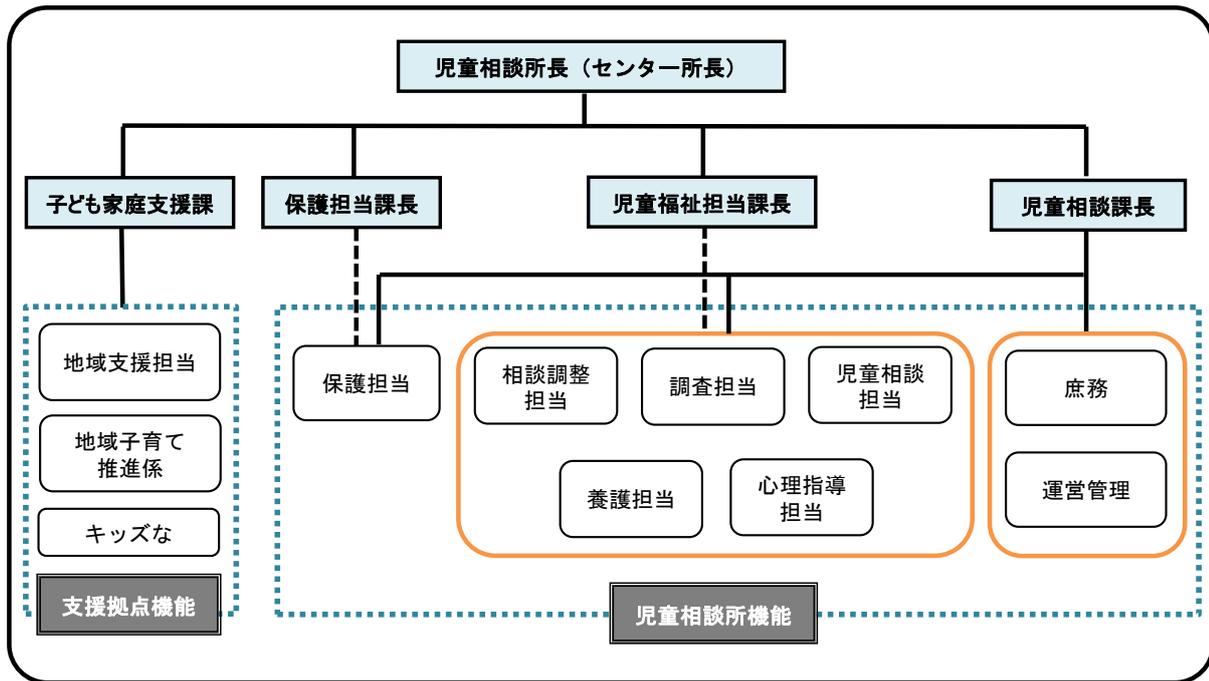
## （３）支援拠点の職員配置と職務

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行います。なお、国の「支援拠点設置運営要綱」には、原則として下表の職員を配置するよう定められています。

配置職員	主な職務等
子ども家庭支援員	実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等
虐待対応専門員	虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所など関係機関との連携及び調整
心理担当支援員	心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア

## 4 組織・体制と役割分担

センターの組織イメージは、下図のとおりです。



### （１）児童相談所長（センター所長）（法第12条の2及び3）

児相に寄せられる相談や虐待通告に対して、対応の最終判断を行います。部長級の管理職を配置します。

- ・ 所長として法に定められている権限の行使
- ・ 法第32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使
- ・ 各部門の業務の統轄
- ・ 児相を代表しての対外活動

### （２）課長級職員

職名	役割・指揮命令する職員の特性
児童相談課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所長の職務を補佐します。</li> <li>・ 部における庶務担当課長として、政策立案のほか議会对応などの対外的な折衝・調整などの役割を担います。</li> <li>・ 指揮命令…庶務係長、運営管理係長</li> </ul>
児童福祉担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉司及び児童心理司による相談や調査、措置等に関する指導と援助、診断や判定などの業務を統括します。</li> <li>・ 指揮命令…相談調整担当係長、調査担当係長、児童相談担当係長、養護担当係長、心理指導担当係長</li> </ul>
保護担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護所において、保護児童の生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般を統括します。</li> <li>・ 指揮命令…保護担当係長</li> </ul>

子ども家庭支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援拠点機能として子家セが実施している在宅支援、要保護児童対策地域協議会、虐待防止の普及・啓発等を担います。</li> <li>・ 指揮命令…地域支援担当係長、地域子育て推進係長、キッズな担当係長</li> </ul>
-----------	--

### (3) 児相機能

#### ア 児童相談課（総務部門）

庶務を担当する係長と、運営管理を担当する係長を配置します。

職員はいずれも事務職で構成します。

##### (ア) 庶務係

センターの庶務、建物維持管理、人事管理等を担います。

##### (イ) 運営管理係

政策立案、措置費支弁事務等を担います。

#### イ 児童福祉担当課（相談・措置、判定・指導部門）

児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー（以下「SV」という。）を含む）、児童心理司（児童心理司スーパーバイザー（以下「心理SV」という。）を含む）及び保健師により、児童虐待案件の調査から、一時保護や施設への入所措置まで、専門的で緊急かつ重篤な案件を担います。また、SV及び心理SVは、児童福祉司または児童心理司に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うことを、その職務とします。

なお、保健師については、法第12条の3に基づき、児童の健康及び心身の発達に関し専門的な知識及び技術を必要とする指導を行うため配置し、児童福祉司と医療機関等との連携強化を図るとともに、児童や保護者に対する的確なアドバイスや医療機関への案内等を行います。

##### (ア) 相談調整担当

児童福祉司及び児童心理司を配置し、総合相談、地域連携等を担います（総合相談の統括、支援拠点との連携、虐待対応ダイヤル「189」の対応等）。

##### (イ) 調査担当

児童福祉司及び保健師を配置し、法的対応や「児童相談担当」の支援を担います（虐待初動調査、一時保護、措置、入退院支援、家庭裁判所・弁護士・検察連携等）。

##### (ウ) 児童相談担当

児童福祉司及び保健師を配置し、措置等に関する指導及び援助（ケースワーク）を担います（虐待などの養護相談、知的や身体の障害相談、ぐ犯・触法などの非行相談、不登校などの育成相談、医療連携等）。

##### (エ) 養護担当

児童福祉司を配置し、里親委託や児童福祉施設への入退所調整などを担います。

##### (オ) 心理指導担当

児童心理司を配置し、心理に関する指導・援助、発達検査、「愛の手帳」の心理判

定と進達等を担います（心理指導面接、被害確認面接、家庭復帰プログラム等）。

## ウ 保護担当課（一時保護部門）

児童の一時保護については、児童福祉司による保護のほか警察からの身柄通告もあり、24時間・365日の対応が求められます。また、入所児童が日々変わり、被虐待児童や非行少年への対応など、子どもに対する専門的な理解や対応技術が必要となります。このことから、福祉職（福祉・保育士・児童指導）を児童指導員として複合的に配置し、一時保護所へ入所している児童の生活指導や行動観察、健康管理など一時保護業務全般を担います。

さらに、一時保護中の児童の基本的な生活習慣や日常生活の状況、入所後の変化など子どもの行動観察を通し、援助の内容や方針を定めるために行う「行動診断」も、一時保護所に求められる役割の一つとなります。この行動診断について、児童と生活を共にする中で、心理学的観点から様々な場面で効果的に行うために、児童心理司である心理職を配置します。

一時保護所の定員は30人とし、その内訳は次のとおりです。

- ・ 幼児… 8人
- ・ 学齢男児… 11人
- ・ 学齢女児… 11人

看護師については、乳児が入所している施設には配置が定められており、乳児を保護せざるを得ない場合や低年齢の幼児への対応のほか、入所児童の体調管理や感染症対策での必要性等を勘案し、常勤職員を配置します。また、調理業務は委託により、調理員を配置します。栄養士については、定員規模により「置かないことができる」ものの、児童の健康維持とアレルギー対応等の視点から会計年度任用職員を配置するとともに、その業務を支援するために、常勤栄養士の効果的な活用方を検討していきます。

なお、一時保護所においては、物品調達や修繕、人事管理等の事務が相当程度想定され、それら特有の事務処理を円滑に進めるために事務職も配置します。

### (ア) 保護担当

児童指導員、児童心理司、事務職及び看護師を配置し、一時保護所の運営と児童の生活援助を担います（行動観察、生活指導、ケースカンファレンス等）。

## (4) 支援拠点機能（子家セ）（法第10条及び第10条の2）

### ア 子ども家庭支援課

現在の子家セが実施している「子どもと家庭の総合相談」や、養育困難家庭に対する在宅子育て支援などにより、虐待の未然防止の役割を担います。

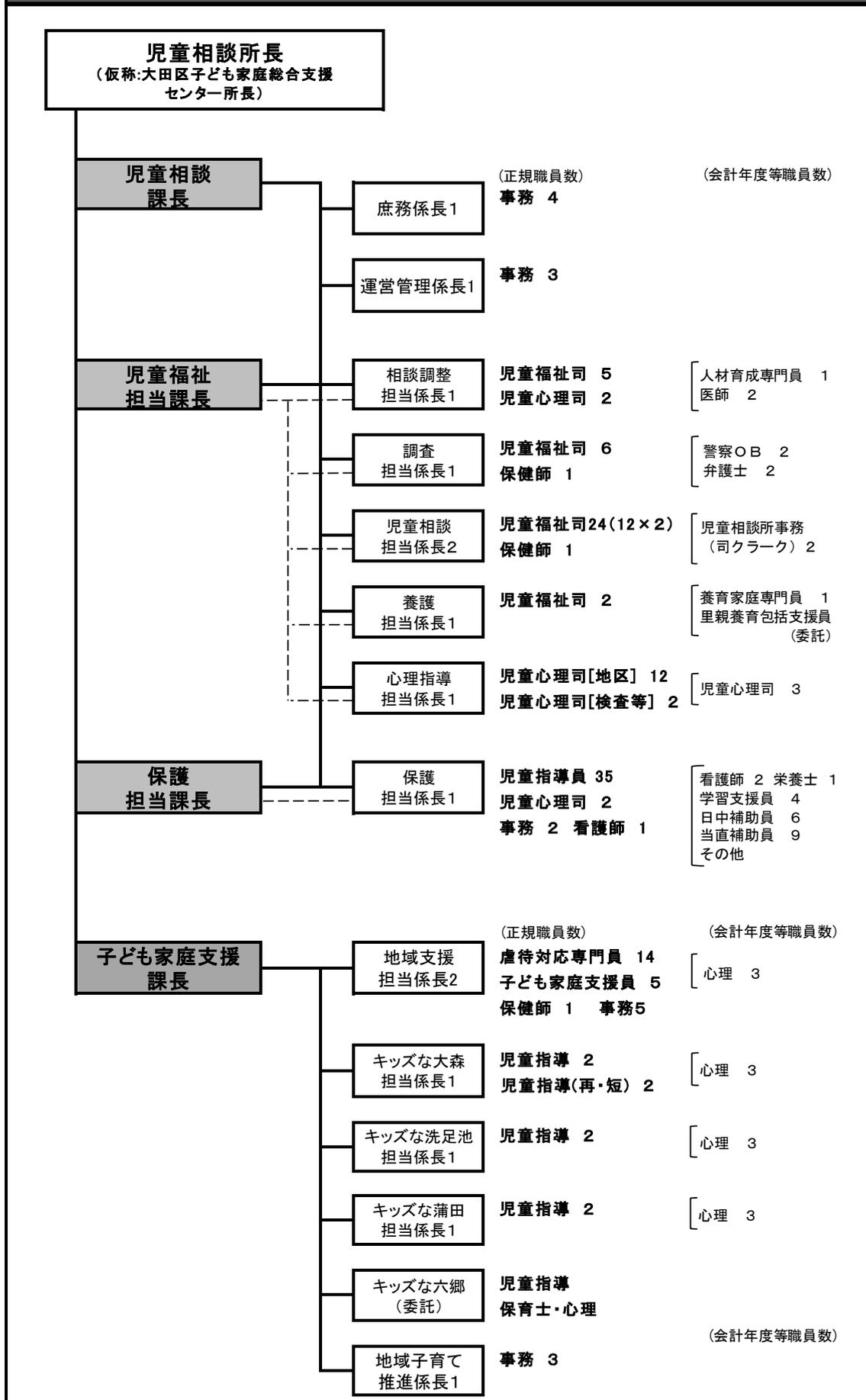
#### (ア) 地域支援担当

子ども家庭支援員、虐待対応専門員及び心理担当支援員のほか、必要に応じて配置が望ましいとされる事務処理対応職員により、養育困難家庭に対する養護相談や養育支援家庭訪問、要保護児童対策地域協議会の運営・調整及び事務のほか、虐待防止や里親の普及・啓発を行います。また、現在の子家セ同様、要保護家庭の支援や医療機関等との連携、保健所との調整業務のため、引き続き支援拠点にも保健師を配置します。なお、課の庶務機能も担います。

(イ) 地域子育て推進係・キッズな担当

課の庶務事務を地域支援担当係長に移行したうえで、現在の業務及び執務場所を継続し、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ、その解決に取り組めます。特に、大森・洗足池・蒲田・六郷のキッズな（六郷のみ業務委託により運営）では、総合相談や子育てひろばにより、児童虐待に至る前の養育困難の状況で「寄り添い型」の支援を実施し、虐待の未然防止を図ります。

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター組織図と職員数



# 第3章 人材の確保

## 1 常勤職員の必要数

(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター・職員数内訳

機能	課名	係・担当名	職員数	職名等	内訳	職種
児童相談所機能	相談課 児童	・庶務係 ・運営管理係	9	係長	2	事務
				係員	7	事務
	児童福祉担当課	・相談調整担当 ・調査担当 ・児童相談担当 ・養護担当	46	係長(児童福祉司)	5	福祉・保育士・事務等
				児童福祉司	30	福祉・保育士・事務等
				児童福祉司SV	7	任期付職員3人を含む
				児童心理司	2	心理
				保健師	2	保健師
	心理指導担当	・心理指導担当	15	係長(児童心理司)	1	心理
				児童心理司	13	心理
				児童心理司SV	1	
	保護担当課	保護担当	41	係長(児童指導員)	1	福祉等
				チーフ(児童指導員)	3	福祉等
				児童指導員	32	福祉・保育士・児童指導
				児童心理司	2	心理
				看護師	1	看護師
事務				2	事務	
支援拠点機能(子家セ)	子ども家庭支援課	地域支援担当	27	係長	2	福祉・事務
				虐待対応専門員・子ども家庭支援員	19	福祉・保育士等
				保健師	1	保健師
				事務	5	事務
	地域子育て推進係	4	事務(係長含む)	4	事務	
	キッズな大森担当	3	児童指導(係長含む)	3	児童指導	
	キッズな洗足池担当	3	児童指導(係長含む)	3	児童指導	
キッズな蒲田担当	3	児童指導(係長含む)	3	児童指導		

**合計 151**

(注)支援拠点機能(子家セ)の職員数及び内訳については、今後修正の場合がある。

児相機能	111
支援拠点機能	40

児童福祉司 42 (法定35人)  
 児童心理司 19 (法定18人)  
 児童指導員 36 (当初想定30人)

## 2 算定根拠

### (1) 根拠法令等に基づく職員配置の考え方（根拠基準は巻末に記載）

児相の組織と人員については、法令及び運営指針等に定められています。このことから、児相に配置する児童福祉司や児童心理司の人数は法令等に基づき算定します。また、子家セの職員配置については、支援拠点の職員配置基準を適用することとします。

### (2) 算定式

配置基準に基づく職員数の算定式は、以下のとおりです。

○算定となる数

区の人口（令和3年4月1日現在）	733,793人
区の0～17歳人口（平成27年国勢調査）	92,192人
品川児相虐待相談対応件数のうち大田区分（令和2年度）	1,072件
子家セ虐待受理件数（令和元年度） ※前々年度を使用	1,065件
全国の児童人口（平成27年国勢調査）	19,494,093人
全国（区市町村）の児童虐待相談対応件数（令和元年度） ※前々年度の福祉行政報告例の数値を使用	148,406件
全国の児童虐待対応件数／全国の児童人口	0.006

○児童福祉司 ①+②+③=35人

①《人口基準》 $733,793人 \div 30,000 = 24.46 \approx 25$ 人（端数切り上げ）

②《里親養育支援児童福祉司》1人

③《相談対応件数に応じた配置基準》

$(1,072件 - 733,793人 \times 0.1\%) \div 40 = 8.45 \approx 9$ 人（端数切り上げ）

【算出方法】

{各児相の虐待相談対応件数－各児相管轄地域の人口  
×全国の一人当たりの虐待相談対応発生件数（0.001）} ÷ 40

○児童福祉司スーパーバイザー（SV） ※児童福祉司の内数

児童福祉司 35人 ÷ 6 = 5.8 ≈ 6人（端数四捨五入）

○児童心理司

児童福祉司 35人 ÷ 2 = 17.5 ≈ 18人（端数四捨五入）

○児童心理司スーパーバイザー（心理SV）

児童心理司 10人に1人程度 = 1人

○一時保護所の児童指導員等

4交代制（24時間開所）が円滑にローテーションできる人数として30人

規則に基づき、設備運営基準の規定が準用され、児童指導員の総数は次のとおり定められている。

- ・満2歳以上満3歳に満たない幼児：概ね2人につき1人以上
- ・満3歳以上の幼児：概ね4人につき1人以上
- ・少年：概ね5.5人につき1人以上

また、看護師については同基準に「乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない」と規定され、配置基準も「乳児概ね1.6人につき1人以上」と定められている。

一時保護所定員 30人（幼児8人、学齢男児11人、学齢女児11人）

- ・幼児 幼児数8、配置基準2:1から4人
- ・学齢男児 児童数11、配置基準5.5:1から2人
- ・学齢女児 児童数11、配置基準5.5:1から2人

○支援拠点（地域支援担当）における相談対応件数に応じた虐待対応専門員の配置基準

{区の虐待相談対応件数-区の児童人口×（全国虐待相談対応件数/全国児童人口）} ÷40

(1,065件-92,192人×0.007) ÷40=10.4914≒11人（端数切り上げ）

### （3）配置基準を超えた上乗せ配置の必要性

児相の持つ業務の特殊性・困難性等を踏まえた十分な職員体制の確立や、各配置職員の年齢や出産・育児・介護等の家庭状況、ライフ・コース（ライフ・プラン）を考慮し、欠員発生時にも十分に対応できる体制にする必要があります。子家セの相談調整担当ワーカーにおける、平成22年度から令和2年度までの心身不調・育児休業取得等の割合が概ね14%程度であったことを踏まえ、開設時の上乗せ配置の目安を法定の20%と想定し、本計画を策定しています。

## 3 常勤職員に必要な資格等（法令等から抜粋）

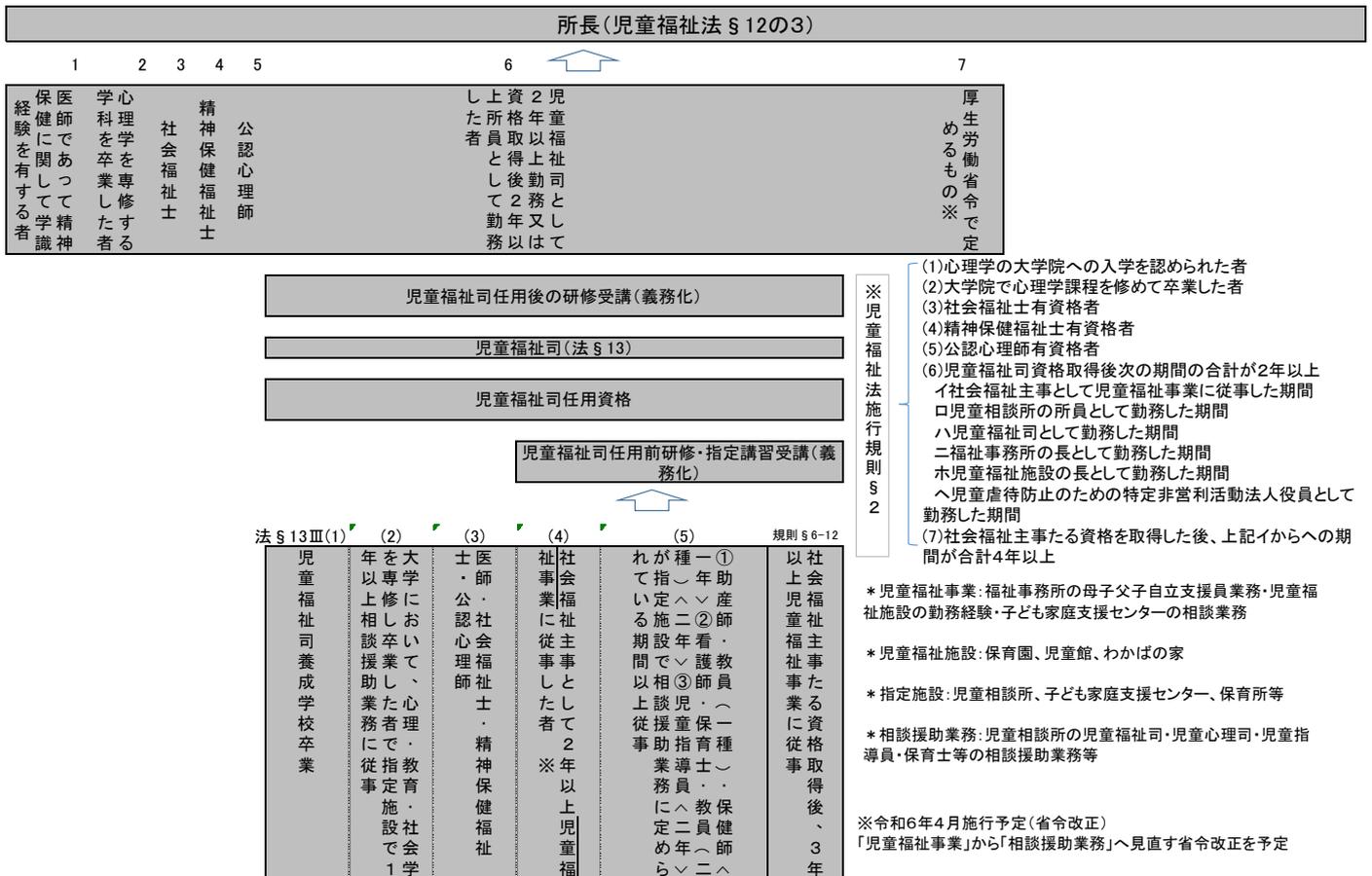
### （1）児童相談所長（法第12条の3等）

- 医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者
- 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 児童福祉司として2年以上勤務した者または児童福祉司任用資格を得た後2年以上所員として勤務した者
- 上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる次の者
  - ・大学で心理学を専修する学科またはこれに相当する課程において優秀な成績で単位を習得したことにより、大学院への入学を認められた者
  - ・大学院において、心理学を専攻する研究科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・外国の大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて

卒業した者

- ・社会福祉士となる資格を有する者
- ・精神保健福祉士となる資格を有する者
- ・公認心理師となる資格を有する者
- ・児童福祉司となる資格を得た後、次の期間の合計が2年以上である者
  - \*社会福祉士として児童福祉事業に従事した期間
  - \*児相の所員として勤務した期間
  - \*児童福祉司として勤務した期間
  - \*福祉事務所の長として勤務した期間
  - \*児童福祉施設の長として勤務した期間
  - \*児童虐待防止活動を行う NPO 法人または社会福祉法人の役員として勤務した期間
- ・社会福祉主事となる資格を得た後、上記の期間の合計が4年以上である者

(参考) 児童相談所長の資格取得過程



(2) 児童福祉司 (法第 13 条第 3 項等)

- 児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業または知事指定講習会課程の修了者
- 医師・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 大学において、心理学等を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業し、

指定施設※1で1年以上相談援助業務※2に従事した者

- 保健師・教員（1種）で、指定施設で1年以上相談援助業務に従事し、指定講習会を修了した者
- 保育士・教員（2種）・看護師・児童指導員で、指定施設で2年以上相談援助業務に従事し、指定講習会を修了した者
- 社会福祉主事のうち次のいずれかの条件を満たす者
  - ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業※3に従事し、任用前講習会を修了
  - ・社会福祉主事の資格を得た後、「社会福祉主事として児童福祉事業」と「児相所員」の合計で2年以上従事し、任用前講習会を修了
  - ・社会福祉主事の資格を得た後、3年以上児童福祉事業に従事し、任用前講習会を修了

※1「指定施設」…児相、子家セ、保育所等

※2「相談援助業務」…指定施設における児童等の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務

※3「児童福祉事業」…子家セの相談業務、福祉事務所の母子父子自立支援員業務、児童福祉施設の勤務経験

### （3）児童福祉司スーパーバイザー（SV）（法第13条第6項）

- 児童福祉司として概ね5年以上勤務した者

### （4）児童心理司（法第12条の3第6項）

- 医師であって精神保健に関して学識経験を有する者
- 大学において、心理学等を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者、もしくは次のいずれかに該当する者
  - ・大学で心理学を専修する学科またはこれに相当する課程において優秀な成績で単位を習得したことにより、大学院への入学を認められた者
  - ・大学院において、心理学を専攻する研究科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・外国の大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 公認心理師

### （5）児童心理司スーパーバイザー（心理SV）（運営指針）

- 心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを、少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有する者

### （6）児童指導員（運営指針、設備運営基準）

- 児童福祉施設の職員を養成する学校等を卒業
- 社会福祉士・精神保健福祉士
- 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科またはこれらに

相当する課程を修めて卒業した者、もしくは次のいずれかに該当する者

- ・大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学に関する科目の単位を優秀な成績で習得したことにより、大学院への入学を認められた者
- ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専攻する研究科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者

○高等学校等を卒業または12年の学校教育を修了した者で、2年以上児童福祉事業に従事した者

○小・中・高等学校等の教諭となる資格を有する者で知事が適当と認めた者

○3年以上、児童福祉事業に従事した者で知事が適当と認めた者

## 4 常勤以外の職員等

### (1) 会計年度任用職員等

常勤職員に不足する専門的技術やノウハウを補い、円滑な児相運営に資するため、一定の業務において会計年度任用職員や特別職非常勤職員を配置します。

#### ア 児童福祉担当課長（所管）

- (ア) 医師2人（精神科医及び小児科医。愛の手帳及び特別児童扶養手当の判定、法医学に基づく虐待対応、一時保護所入所児童の健康診断等の業務）
- (イ) 人材育成専門員1人（児相OB等による児童福祉司及び児童心理司等の専門職の育成支援業務）
- (ウ) 弁護士2人（法に基づく家庭裁判所への申立てや送致、子どもの権利に関する業務）
- (エ) 警察OB2人（虐待案件の初動対応、警察との連携等の業務）
- (オ) 児童相談業務事務員2人（児童福祉司の事務補助（司クラーク））  
※記録入力補佐、関係機関からの照会対応、会議調整と書記、愛の手帳申請受付業務等、児童福祉司を相談援助業務に専念させるための事務補助員。
- (カ) 養育家庭専門員1人（養育家庭（里親）に関する業務）
- (キ) 児童心理司3人（法定配置補完職員として常勤の児童心理司に対する支援業務）

#### イ 保護担当課長（所管）

- (ア) 看護師2人（通年開所を確保するための常勤補完職員として、健康・服薬管理、身体測定、救急対応等の業務）
- (イ) 栄養士1人（献立策定、食育等の業務）
- (ウ) 学習支援員4人（学齢児童への学習指導業務）
- (エ) 日中補助員6人（昼間の時間における見守りや入浴補助、児童の遊び相手等、児童指導員の補助業務）
- (オ) 当直補助員9人（夜間における寝かしつけや見回り、見守り等、児童指導員の支援業務）

## ウ 子ども家庭支援課長（所管）

(ア) 支援拠点における心理担当支援員として、心理 12 人（地域支援担当及び 3 か所のキッズなに「子どもと家庭の総合相談」として各 3 人配置）

## （2）業務委託

(ア) 警備業務（建物及び敷地全体の警備、一時保護所における夜間の電話受付補助）

(イ) 清掃業務（建物全体及び一時保護所の共有部分や水回りの清掃、ごみ収集）

(ウ) 里親養育包括支援業務（里親拡大や研修等、包括的な支援に向けたフォスタリング業務）

(エ) レクリエーション業務（一時保護所入所児童の日課におけるダンスや歌など）

(オ) 調理業務（一時保護所の給食調理）

(カ) リネン・洗濯業務（一時保護所におけるシーツや布団等の洗濯と管理）

なお、ほかに受付業務や自動車運転業務等についても検討します。

## 5 確保に向けた方向性

### （1）職員配置年次計画【別紙 1】

児相の開設時においては、子家セ業務を経験した職員及び派遣経験職員を確実に配置するなど、必要なスキルとノウハウを有する職員を複数年にわたって確保していく方策が求められます。必要な職員の確保に当たっては、新規採用や人事異動等のもとより、任期付職員の採用や会計年度任用職員の活用など、多様な手法を検討していきます。

また、配置予定の職員については、児相への派遣研修を中心に育成を図り、開設の瞬間からその職責を最大限に発揮していかなければなりません。これらのことから、職員の確保と派遣研修等による着実な人材育成は、別紙 1「職員配置年次計画」に基づき進めるとともに、平成 30 年度から実施している特別自己申告の継続実施や資格を有する職員のさらなる活用等により、派遣研修の拡充に取り組みます。

なお、心理職の配置については新規採用（経験者採用を含む）によるものとしますが、それ以外の職員は、円滑な保護者対応と児童への適切な処遇の観点から、様々な職場や区民対応の職務経験等を蓄積した職員を配置します。

## (2) 専門職の育成数（令和3年度現在）

児相開設に向けた専門職の需要数（見込み）

事務職・保健師・看護師・任期付職員を除く				A						
児相での職種	派遣	異動・採用等	配置可能数 (3年度現在)	B		C	D=B+C	E=D*20%	F=D+E	G=F-A
				(法定) 人口基準	件数による 配置※1	法定合計	上乗せ※2 (体制強化として 法定の20%)	必要配置数 (法定+法定外)	差引育成数 (4~7年度)	
児童福祉司	19	9	28	児童福祉司 (福祉・保育・児童指導等) ※3	26	9	35	7	42	14 ※4
(内訳)福祉	(12)	(9)	(21)							
(内訳)保育	(6)		(6)							
(内訳)児童指導	(1)		(1)							
児童心理司 (心理職)	7	6	13	児童心理司 (心理職)	13	5	18	※5 1	19	6
子家セ機能 (福祉・保育等)	-	9	9	子家セ機能 (福祉・保育等)	9	12	21	0	21	12
児童指導員 (一時保護所)	9	-	9	児童指導員	30	-	30	6	36	27
(内訳)福祉	(1)	-	(1)							
(内訳)保育	(7)	-	(7)							
(内訳)児童指導	(1)	-	(1)							
合計	35	24	59							

※1 件数による配置…児童虐待相談対応件数に応じた配置基準による職員数  
 ※2 法定外…心身不調や産休・育休取得等の見込みを、子家セの実績(概ね14%)に基づき20%と想定  
 ※3 今後、専門職に限らず、資格を有する事務職等の職員を活用することも検討  
 ※4 14人のうち3人程度は児相経験者を任期付職員として採用する計画  
 ※5 法定の20%相当は3人であるが、うち2人分は会計年度任用職員を充当する計画のため1人で積算  
 ※6 福祉4人の内訳は、係長1+ユニットチーフ3(幼児、学齢男児、学齢女児)を想定

## 6 具体的な確保策

### (1) 児童相談所長及び課長

#### ア 児童相談所長（センター所長）

所長の資格を有し、児相勤務経験のある部長級職員を配置します。

#### イ 課長級職員

配置する各課長のうち、所長の資格を有する職員を所長に登用できる環境を整えます。特に、専門職を指揮命令する児童福祉担当課長及び保護担当課長は、開設までの間、東京都児相への派遣を経験し、スキルとノウハウの習得を図ります。また、後年度の所長登用を視野に、法定の講習会について、必要に応じて受講の機会を作ります。

なお、所長、児童福祉担当課長及び保護担当課長は、児相勤務経験を有する者の外部登用（任期付職員）も検討していきます。

### (2) 児相機能

#### ア 児童相談課長

児相の総務を担当するため、事務職を配置します。ただし、運営指針において「児童福祉施設に入所している子ども等に係る費用徴収等の事務を行う場合には、相談援助活動の円滑な実施に十分配慮する」よう規定されていることから、事務職においても、

支援拠点における「子ども家庭支援員」等の業務を経験した職員の優先配置なども検討します。併せて、一部の事務職員については、措置費の支弁や費用徴収など児相特有の事務の習得を目的に、先行開設区等の児相への行政実務派遣を行い育成を図ります。

## イ 児童福祉担当課長

### (ア) 児童福祉司

児童福祉司任用資格を有し、児相への派遣研修を経験した職員及び子家セでの相談援助業務を経験した福祉職（福祉、保育士、児童指導）を中心に配置します。また、任用資格を満たし、児童福祉に意欲のある事務職等についても配置の対象としていくよう、関係部局と調整を進めます。児相派遣を経験していない職員については、子家セ（児相派遣経験者含む）から他所属へ異動した職員を再度配置するなど、虐待対応のスキルと、経験により蓄積したノウハウを最大限活用していきます。

### (イ) 児童福祉司 SV

児相派遣経験者について、SV 候補者として概ね5年以上の経験を確認するため再度派遣するなど、自前の有資格者の早期確保の取組みを進めます。併せて、児相勤務経験がある有資格者を任期付職員などとして配置することを検討します。

### (ロ) 保健師

子家セでの虐待対応業務の従事歴がある職員を、優先的に配置します。

### (ハ) 児童心理司

心理職については、新規採用後は子家セに配置し、計画的な行政実務派遣により育成を図ります。また、心理 SV は、運営指針では配置数の基準についての規定はありませんが、児童心理司の職務遂行能力の向上を目的に、児相経験者など外部登用による配置も検討します。

## ウ 保護担当課長

### (ア) 児童指導員

これまでの職歴で児童への処遇を重ねてきた保育士及び児童指導を主に配置し、児童福祉司との連携・調整や各ユニットの取りまとめ役として福祉を配置します。さらに、職員の男女比にも配慮が必要ですが、それぞれの職種における割合については、実際の運営面を踏まえ今後整理していきます。

#### 《保護担当 30 人の職種別内訳の考え方》

一時保護所の定員 30 人のうち学齢児童 22 人（男児 11 人・女児 11 人）、幼児 8 人であることから、定員内訳と職員配置基準の比率を踏まえ、学童など就学児童の養育を担った児童指導を 14 人、乳幼児保育を担ってきた保育士 12 人を配置します。また、福祉については、建物の一時保護エリアである 1～3 階の各フロアに 1 人と取りまとめ役 1 人の合計 4 人を配置します。

### (イ) 児童心理司

上記「児童心理司」の確保策により、子家セの心理職を配置します。

### (ロ) 看護師・栄養士

看護師については、児童福祉施設での従事歴がある職員を配置します。また、栄養

士については、こども家庭部配置の栄養士による、会計年度任用職員に対する助言・指導の仕組みづくりなど、効果的な活用方策を検討していきます。

#### (エ) 事務職

一時保護所特有の事務処理を円滑に進めるため、契約締結や財務、人事管理等の庶務事務を経験した事務職を配置します。

### (3) 支援拠点機能（子ども家庭支援課）

地域支援担当については、子家セにおける職員配置を基本とし、法定基準を満たす職員を継続して配置します。また、法令で「必要に応じて配置されることが望ましい」とされている事務処理対応職員についても、引き続き配置します。

なお、地域子育て推進係及びキッズなは、現行の子家セの職員配置を継続しますが、地域子育て推進係が担っていた課の庶務担当としての役割は、地域支援担当に移行することとします。

### (4) その他の確保方策

#### ア 児相勤務経験者の採用

特別区採用試験及び選考による児相での経験者（児童福祉・児童心理・児童指導）について需要数を明らかにし、確保を図ります。

#### イ 会計年度任用職員への受験勧奨

子家セ等に配置している会計年度任用職員のうち、特別区または大田区の職員採用選考基準を満たした者に対し、積極的に受験を勧奨します。

#### ウ 福祉系大学等へのリクルート

福祉職をPRするパンフレットの配布や就職相談会等を実施します。

#### エ その他

引き続き、広く職員に向け、業務の周知や意欲の醸成を目的とした研修や勉強会の実施、庁内報等による職員向け啓発を行い、児相に対する理解とともに具体的な異動先としての希望に繋げていきます。また、社会福祉士等の資格を有する職員のほか、社会福祉主事の資格を有する事務職等について、児童福祉司等への配置など活用方策を検討します。

## 第4章 人材の育成

### 1 開設に向けた能力開発

児相に配置する児童福祉司、児童心理司、児童指導員の育成には、一定の期間、継続的にその職務に当たることで、児童虐待をはじめとする児童相談の専門技術を獲得することができるため、派遣研修が効果的といえます。

一方、人員の確保と育成に時間を要することが課題であるため、限られた時間の中で、効率的かつ効果的に人材育成を行う手法も並行して行う必要があります。具体的には、子家セ職員や、専門職に必要な資格を有し児相での従事に意欲がある職員について、民間機関も含め多様な研修に参加することで、児童相談行政に関する専門的技術を有した職員を育成することができます。また、児童養護施設等の関係機関での業務体験など派遣研修や研修以外の方策にも取り組むことにより、人材育成と関係機関との連携強化を図ることができます。

#### (1) 職員派遣

##### ア 派遣研修の実施

これまで、東京都、近隣縣市及び先行開設区の児相への派遣研修に取組み、令和3年4月現在、専門職としての一般職員は児童福祉司19人、児童心理司7人、児童指導員9人の計35人を派遣してきました。また、児相独自の事務を習得するため事務職2人を先行開設区に派遣したほか、令和3年度には児童福祉司SVとして1人を再派遣し、さらに管理職も東京都品川児相へ1人派遣しました。今後も、特別区長会事務局の調整結果を踏まえつつ、区として児相開設後の円滑な運営に支障が生じないように、可能な限りの職員派遣に努めます。また、先行開設区の児相との連携や、他自治体の児相からの職員受入れなど、これまでの派遣の枠を超えた対応を検討していくこととします。

##### イ 派遣職員選定基準

児童虐待に関する業務は激務であり、派遣職員の選定にあたっては、職務に耐え得る、高い能力と意欲を持った職員を選定することが重要なことから、今後も以下のいずれかに該当する職員を、特別自己申告や本人の希望に基づき派遣していきます。

###### 【児相派遣】

福祉・保育士・児童指導の職種で児童福祉司任用資格※を有する者及び心理職  
※社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員、教員（1・2種）等

###### 【一時保護所】

福祉・保育士・児童指導の職種で保育士又は児童指導員※の資格を有する者  
※社会福祉士、精神保健福祉士等

また、上記の他に、以下のいずれかに該当する職員も、派遣の対象として調整します。

- 福祉職として、生活福祉課、地域福祉課でケースワーカー経験者または、障がい児・者施設の勤務経験者
- 社会福祉士等の児童福祉司任用資格を有した事務職
- 社会福祉主事たる資格を有する事務職のうち、生活福祉課や地域福祉課等でケースワーカーとして一定の経験を重ねた職員で児童相談行政への意欲の高い職員
- 子家セの勤務経験のある福祉、保育士、児童指導、事務
- 上記以外で派遣に適切と思われる職員

## ウ 派遣期間

児相（一時保護所含む）への派遣期間は2年間を原則とします。ただし、派遣先との協議の上、期間を2年未満とする場合もあります。また、派遣元である子家セの職員状況や派遣先からの要望、派遣職員の意向や心身の状況等により、人事課及び派遣先と調整のうえ、派遣期間の延長をすることができるものとします。

## エ 派遣及び配置計画

児童福祉司・児童心理司・児童指導員については、別紙1「職員配置年次計画」のとおり計画的に派遣研修を実施し、派遣研修を経験した職員を中心に配置します。派遣終了後においては、派遣元である子家セのみならず、相談援助の実務を担う様々な所属や開設準備業務への異動を経て、開設時に配置します。

また、派遣以外の職員についても、子家セ職員のみならず、児童相談を含め広く児童福祉・社会福祉の勤務経験を有し、児相開設時の即戦力となり得る職員を配置します。これら開設に向けた職員配置のパターンは、別紙2「開設前後の職員配置の流れ（イメージ）」のうち『令和7年度まで（開設に向けた職員配置）』のとおりです。

なお、開設までの派遣予定者数については、下表のとおりです。

### 開設までの派遣研修予定者数

		R3	R4	R5	R6	R7
<b>派遣者数</b>		<b>14</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>16</b>	<b>14</b>
(内訳)	児童福祉司	5	6	6	6	6
	児童心理司	5	5	5	5	4
	児童指導員	4	4	4	5	4
<b>うち新規派遣者</b>		<b>8</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>7</b>

※一般職・専門職のみ

### 《参考・児童福祉司SV候補》

再派遣者	1	1	1	1	0
------	---	---	---	---	---

※児童心理司SV育成のため、心理職の再派遣も計画する必要がある

## オ 派遣職員のフォロー

(7) 派遣前研修（派遣目的及び児相開設準備状況等について）

- (イ) 定例帰庁報告（派遣職種や派遣年数ごと）
- (ウ) 定期面接（6月及び12月・子家セ所長）
- (エ) 希望面接（随時・子家セ所長または係長）
- (オ) 現地訪問（随時・子家セ所長または係長）

今後の派遣先自治体及び派遣者数の増加に伴い、(ア)派遣前研修、(イ)定例帰庁報告及び(オ)現地訪問については、必要に応じて児相開設準備担当も個別または同行によりフォローに加わり、より多角的な視点で、職員の変化などにきめ細やかに対応していくよう努めます。

なお、事務職として派遣する職員については、派遣元が子育て支援課であることから、児相開設準備担当がフォローを行い、状況を把握していきます。

## (2) 研修

児童福祉司任用前研修や指定講習会など法定研修については、有資格者や派遣候補者を特別区職員研修所が実施する研修に漏れなく参加させ、着実な任用を図ります。また、相談援助業務に携わる職員には、児童虐待に関する法令や指針等の最新の知識とともに、複雑化する子どもと家庭の相談に適切に対応できる、専門的援助技術の強化が求められています。このことから、子家セにおいては、法定以外の課題別研修や専門研修に対し、計画的に参加します。併せて、開設までの間は子家セにおいて、職員のキャリア向上の道筋である「キャリアラダー」を作成し、それぞれの職員が望むキャリアアップの道筋を明らかにしていきます。

### ア 法定研修

特別区職員研修所等が実施する法定研修に職員を参加し、児童福祉司の任用促進及び育成を図ります。なお、開設後においても、法で義務付けられている研修については、職種・職層に応じて着実に受講していきます（★印を付した研修）。

#### 【特別区職員研修所が実施する研修】

- ・児童福祉司任用前研修（児童福祉司任用資格※）
- ・指定講習会（児童福祉司任用資格※）
- ・児童福祉司任用後研修★（児童福祉司任用後1年目）
- ・児童福祉司スーパーバイザー研修★（児童福祉司概ね5年以上）
- ・調整担当者研修★（要保護児童対策地域協議会調整担当者）

#### 【子どもの虹情報研修センターが実施する研修】

- ・新任児童相談所長研修★
- ・児童福祉司スーパーバイザー義務研修★

※派遣研修に際しては、派遣受入れ先によって児童福祉司任用資格を必要とする場合と、東京都児相のように必要としない場合があります。必要とする場合は、派遣前に任用前講習会または指定講習会を受講していなければなりません。必要としない場合は派遣中に受講することとなります。また、派遣せずに子家セに配置する職員についても、保有する資格によって、異動後速やかに受講することが求められます。

## イ 課題別研修

開設後を想定した研修の一部について、開設前の職員も受講対象となる研修があるため、これらの研修を活用し開設に向けたスキルアップを図ります(以下の◎印を付した研修)。また、開設後においても、職種・職層に応じて着実に研修の受講に努めます。

### 【特別区職員研修所が実施する課題別研修】

- ・児童福祉司（1～2年目）◎
- ・児童福祉司（3～4年目）
- ・児童心理司（1～2年目）◎
- ・児童心理司（3～4年目）
- ・一時保護所職員研修◎
- ・児童家庭福祉◎
- ・児童虐待への対応◎
- ・司法面接◎

### 【子どもの虹情報研修センターが実施する主な研修】

- ・児童福祉司スーパーバイザーステップアップ研修
- ・児童心理司指導者研修（児童心理司通算5年）
- ・児童虐待対応保健職員指導者研修（児童虐待関連業務経験通算5年の保健師等）
- ・児相職員合同研修（児相経験通算3年）
- ・児相弁護士専門研修
- ・児相医師研修
- ・市区町村虐待対応指導者研修（児童虐待業務経験通算5年の支援拠点職員等）

## ウ 転入者研修

子家セに異動した職員や新規採用した職員に対し、職場内研修を中心に、相談業務に対する基礎的な知識や技術習得を目的とした研修を実施します。

## エ フォローアップ研修

子家セで一定の業務経験を積んだ職員や派遣研修から戻った職員を対象に、その経験年数や職員個人の相談対応技術等に応じ、虐待対応や精神保健福祉等に関する専門性を高めるため、東京都児相等が実施する研修に積極的に参加します。

## オ 専門研修

職員の経験年数等に関わらず、特別区職員研修所や民間機関等が実施する専門分野ごとの研修に、積極的に参加します。また、講演会やシンポジウム等、知見を深めるための機会を活用し、それぞれの職員の育成を図ります。

## (3) その他の育成方策

- (ア) 関係機関での実務体験等により各機関の業務を学び、知識及び専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化
- (イ) 東京都が実施している「児童相談に係る連携強化事業」に基づき、管理職の東京都品川児相への派遣及び援助方針会議等への参加による大田区ケースへの関与

- (ウ) 区内児童養護施設における実習及び見学、児相及び関連施設への視察
- (エ) 東京都品川児相による同行訪問・同席面接、進行管理会議における助言
- (オ) 心理プログラム等のファシリテーター養成、各種心理検査のための専門技術研修
- (カ) 日本子ども虐待防止学会への参加
- (キ) 職員のメンタルヘルス不調の予防に向けた、管理監督者による日常的な早期発見の取り組みや、不調に気づいた場合の産業医との連携など早期対応
- (ク) その他（一時保護所や東京都自立支援施設等における実習や見学のほか、障がい者総合サポートセンターや教育センターなど庁内の関係部局での心理職の体験実習などの実施に向けて調整します。）

## 2 開設後の育成方策

### (1) ジョブローテーション

開設後においては、別紙2「開設前後の職員配置の流れ（イメージ）」のうち『令和8年度以降（開設後の職員配置）』のとおり、人事交流を通じた人材育成と職員の適正配置を図り、職員の意欲と能力を最大限活用するとともに、心身不調の芽を早期に摘み取ることができる人事体制を構築します。なお、開設前に引き続き、管理監督者による職員のメンタルヘルス不調への早期発見・早期対応に努めます。

### (2) 研修等の支援

配置を計画している人材育成専門員（会計年度任用職員）は、児相OB等を想定し、児童福祉司、児童心理司及び児童指導員といった専門職の育成支援をその業務とします。開設後の育成方策についても、開設前の段階で配置する人材育成専門員により、OJTや体系的な研修計画を整え、職員の専門知識と技術の習得・向上、組織全体の対応力強化を継続的に実施していきます。また、児童福祉領域の外部専門研修や学術大会等への積極的な参加により、職員の視野を広げるとともに、最新の知見や先駆的な取り組みを学び、実践に活かします。

## 3 管理職の育成

開設時における、管理職ポストと指揮命令系統は4ページのとおりですが、児童相談所長への内部昇格を見据え、中・長期的スパンで区管理職の育成を図る必要があります。配置する管理職はもちろん、係長等の一般職についてもキャリアアップの道筋を明らかにすることが、組織の充実に繋がります。

所長の資格基準を満たすためには、次表「管理職育成イメージ」のとおり、それぞれの職員が保有する資格や職務経歴等により、経るべき道筋が異なります。そのいずれにおいても、都との協定による「児童相談に係る連携強化事業」に基づく、品川等の東京都児相や他自治体への派遣研修を実施し、児童虐待に対するスキルとノウハウを蓄積するとともに、開設後の組織マネジメントに活用します。また、児童福祉司任用資格が必要とな

る場合は、派遣研修期間中に任用前研修等の法定研修を受講できる機会を確保します。これらの取組みにより、所長に必要な資格を課長等が着実に取得できる道筋を立て、複数年に渡り育成を進めていきます。

### 管理職育成年次計画(イメージ)

★…児相長資格取得年度

保有資格・職務経歴等	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
社会福祉士・公認心理師・精神保健福祉士・大学で心理学等専攻	派遣★	(有資格者は所長候補となるが現場スキル習得のため派遣を実施)						
①教員・保健師・保育士・児童指導員＋「指定施設実務経験1～2年※1」 ②社会福祉主事＋「児童福祉事業2年以上※2」 ③社会福祉主事(資格のみ)＋「児童福祉事業3年以上※2」	派遣・講習(7日間) →児童福祉司任用資格	児童福祉司または児童相談所員	児童福祉施設の長	福祉事務所長	社会福祉主事として児童福祉事業従事	★ (児童福祉司任用資格取得後に2年間の従事により所長候補に)		
資格を有しない者	ア 社会福祉主事講習会(通信9か月間) イ 大学において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者※3	児童福祉事業等	派遣		★ (社会福祉主事資格取得後に4年間の従事により所長候補に)			
		社会福祉主事の資格を取得後、児童福祉事業(社会福祉主事として従事する場合は2年間)	派遣・講習(7日間) →児童福祉司任用資格		児童福祉司または児童相談所員等 (社会福祉主事と児童福祉司任用資格の取得後2年間の従事により所長候補に)		★	

※1 指定施設…子ども家庭支援センター、保育所、保健所、障害児入所施設、障害児通所支援事業または障害児相談支援事業を行う施設等

※2 児童福祉事業…児童福祉施設の勤務経験、子ども家庭支援センターの相談業務、児童相談所、福祉事務所母子担当等

※3 社会福祉主事指定科目…社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

## 第5章 児童相談所開設準備室

### (1) 児童相談所開設準備室の設置

現在、こども家庭部に児童相談所開設準備担当課長を配置し、子育て支援課児童相談所開設準備担当係長を指揮・命令する中で児相開設準備を進めています。しかしながら、児相開設が近づくとともに、開設準備に係る業務も大きく増加します。国（厚生労働大臣）への政令指定要請など、増大する開設準備事務を着実に推進するとともに、東京都品川児相からのケース引継ぎを円滑かつ確実にを行い、さらに第6章に記載する児相設置市事務の円滑な実施に向けた部局間調整を図るため、開設の概ね2年前である令和6年度を目途に、部長級職員を室長とする「児童相談所開設準備室」（以下、「開設準備室」という。）の設置を計画します。

### (2) 開設準備室の体制と職員規模等

開設準備室の組織として、部長級である室長の下に以下の体制を想定しています。

開設準備室長	開設準備課長
	児童福祉担当課長
	保護準備担当課長

また、各課長が指揮・命令する担当と職員数、年次ごとの事務分掌については、別紙3「児童相談所開設準備室の想定職員数及び事務分掌のイメージ」を想定しており、今後、個々の事務量を含め精査してまいります。なお、年度により兼務も検討します。

### (3) 開設準備室における専門職の活用

開設準備事務の効果的・効率的な推進のため、児相への派遣研修を経験した専門職を、以下のとおり開設準備室に配置します。なお、一部の職員については、子家セとの兼務も調整していきます。

#### ア 目的

- (ア) 児相開設に向け、設置運営計画の策定や人材確保・育成計画の遂行などを通し、組織体制を整備するため。
- (イ) 派遣研修を経験した職員の知識や技術、ノウハウを施設整備や初度調弁、諸契約の締結、業務マニュアル策定など具体的な開設準備に最大限に活用するため。
- (ウ) 派遣経験職員が上記で整備したマニュアル等を活用し、センターに配置された職員が開設までの間に即戦力となり得るよう、実地での研修や運営トレーニング等の中核を担っていくため。

#### イ 内容

児相派遣研修職員の派遣終了後における配属先について、子家セのみとせず開設準備室（開設準備室設置までの間は子育て支援課）を配置職場とします。

#### ウ 対象職種

事務職、福祉職（福祉・保育士・児童指導）及び心理職。

#### （４）執務スペース

開設準備室の設置に伴い職員の増員が見込まれますが、その執務スペースについては、こども家庭部が実施する事業の見直し等により、確保を図ります。

## 第6章 児童相談所設置市事務

区が、児相設置市として政令指定を受けるための手続きは、平成20年8月29日付け雇児総発第0829001号「児童相談所を設置する市について」によりますが、児相設置市の考え方として、以下のように定められています。

児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び法の適用がある少年について強制措置を必要とする時の家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うこととしている事務と同様のものである。

具体的には、令第45条の3に規定されていますが、法及び令に規定する事務のほか、少年法、児童虐待防止法に規定する事務を処理することとなります。また、これらに加え、国の通知及び要綱に基づく、障害児に対する手当の支給や手帳の交付に係る判定事務を行うこととなります。

これら「児相設置市が処理する事務」及び「国の通知等により児相が処理する事務」については、関係する課の係長級職員による「児相設置市事務作業部会」で事務ごとの想定件数や事務量、人員要求スケジュール等を別紙4「児童相談所設置市事務・事務処理体制（案）」のとおり整理し、児相設置推進本部会及び課長級による検討会議を通し、関係部局の共有を図っています。

今後は、各所管課において、事務の処理体制や事務量の精査を行い、後年度の人員及び予算要求に繋げていきます。

## 【巻末資料】

### 職員配置基準等

以下のとおり法令等において規定されています（いずれも抜粋）。

#### 【児童福祉担当及び心理指導担当職員数の算出根拠（運営指針第2章第3節2）】

- (1) 配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。
- (2) 法第13条第6項に基づき、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当相員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司であり、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者でなければならない。なお令第3条第2項において、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司5人につき1人（児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。））とし、これを参酌して定めるものとする。
- (3) 児童福祉司については、各児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合には、上乘せを行うこととする。具体的には、令第3条及び則第5条の2の2に基づき、以下の①及び②を合計した数を標準とする。ただし、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましく、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。
  - ① 各児童相談所の所轄区域の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものを3万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）
  - ② 各児童相談所の所轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数（公表された最近の福祉行政報告例に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したものが全国平均0.001（全国の「児童相談所における児童虐待相談対応件数」を全国の人口で除して得たもの）より多い場合は、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）
- (4) 児童福祉司と児童心理司が、チームを組んで対応できる体制が望ましい。
- (5) 里親養育支援児童福祉司は、里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を行う所員であり、令第3条第1項第2号に基づき、各児童相談所1名を配置することを標準とする。
- (6) （中略）
- (7) (3)から(6)までの児童福祉司の数については、経過措置が置かれており、令和4年3月31日までの間は、児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県等はこれまでの規定による基準を標準として、児童福祉司の数を定めることができる。
- (8) 児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有しているものでなければならない。
- (9) 児童心理司（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）は、法第12条第7項及び令第1条の3に基づき、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く）2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、地域

の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。

- (10) 医師又は保健師（児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる職員）については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達等に課題を持つ子どもに対する医学的判断等から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であることから、各児童相談所に1人以上配置すること。

なお、令和元年児童福祉法等改正法において、令和4年度よりそれぞれ1人以上配置することとされたことに留意すること。

- (11) 弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

なお、令和元年児童福祉法等改正法において、第28条第1項を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされたことから、弁護士の配置等に努められたい。

- (12)（中略）

- (13) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

#### 【一時保護所職員数の算出根拠（設備運営基準第42条）】

※則第35条に基づき、児童を一時保護する施設の設備及び運営については、設備運営基準の規定を準用することとしている。

児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有するもの、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児概ね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児概ね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児概ね4人につき1人以上、少年概ね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、さらに1人以上を加えるものとする。

- 7 看護師の数は、乳児概ね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ることはできない。

#### 【相談調整担当職員数の算出根拠（支援拠点設置運営要綱）】

※「5 設置形態等」に定める施設類型としては、大規模型【大規模市部】（児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上））を適用する。

## 6 職員配置等

### (1) 主な職員

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

### (2) (中略)

### (3) 配置人員等

5 (1) の類型ごとに、主な職員のそれぞれの最低配置人員等を定めることとし、

#### ①② (中略)

③ 大規模型：子ども家庭支援員を常時5名（1名は非常勤形態でも可）、心理担当支援員を常時2名（非常勤形態でも可）、虐待対応専門員を常時4名（非常勤形態でも可）の常時計11名以上を配置するなどを標準とする。

ただし、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（④別紙の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。

(別紙)

#### 1 (中略)

#### 2 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

[各市区町村の児童虐待相談対応件数 - 各市区町村管轄地域の児童人口 × (全国の児童虐待相談対応件数 / 全国の児童人口)] ÷ 40

(※2) 各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査（平成27年）の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度福祉行政報告例の数値を用いて算定

(※3) 「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間役40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調））を踏まえたもの。



係	職種	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談調整担当	事務					
	事務					
	心理					
	心理					
	福祉					
	福祉			都(想定)		
	福祉				特別区(想定)	
	福祉				川崎市(想定)	
	保育士					川崎市(想定)
	保育士					
	保育士					
	保育士			再派遣・特別区(想定)		
	保育士					
	保育士	都・江東				
	保育士	世田谷区				
	保育士	川崎市				
	保育士				川崎市(想定)	
	保育士					特別区(想定)
	児指	川崎市				
	児指	(派遣累計9人)	川崎市(想定)			
	児指	*再派遣除く	川崎市(想定)			
	児指		(派遣累計11人)	世田谷区(想定)		
	児指		*再派遣除く	川崎市(想定)		
	児指			(派遣累計15人)	世田谷区(想定)	
	児指			*再派遣除く	川崎市(想定)	
	児指			(派遣累計19人)	世田谷区(想定)	
	児指			*再派遣除く	川崎市(想定)	
	(保育士)					(派遣累計23人)
	(保育士)					*再派遣除く
	(児指)					
	(児指)					
	(児指)					
	(児指)					
	(児指)					
	(児指)					
	(保育士)					
	(保育士)					
	(保育士)					
	(児指)					
	(児指)					
(児指)						
(看護師)						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
福祉						
保育士						
保健師						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
(福祉等)						
事務						
事務						
事務						
事務						
事務						
事務						

係	役職		8年度開設
「保護担当課」41名	1 事務	事務	(配置見込み)
	2 事務	事務	(配置見込み)
	3 児童心理司①	心理	(配置見込み)
	4 児童心理司②	心理	(配置見込み)
	5 児童指導員(福祉)①	福祉	(配置見込み)
	6 児童指導員(福祉)②	福祉	(配置見込み)
	7 児童指導員(福祉)③	福祉	(配置見込み)
	8 児童指導員(福祉)④	福祉	(配置見込み)
	9 児童指導員(保育士)①	福祉	(配置見込み)
	10 児童指導員(保育士)②	児指	(配置見込み)
	11 児童指導員(保育士)③	児指	(配置見込み)
	12 児童指導員(保育士)④	児指	(配置見込み)
	13 児童指導員(保育士)⑤	児指	(配置見込み)
	14 児童指導員(保育士)⑥	児指	(配置見込み)
	15 児童指導員(保育士)⑦	児指	(配置見込み)
	16 児童指導員(保育士)⑧	児指	(配置見込み)
	17 児童指導員(保育士)⑨	児指	(配置見込み)
	18 児童指導員(保育士)⑩	児指	(配置見込み)
	19 児童指導員(児指)①	児指	(配置見込み)
	20 児童指導員(児指)②	児指	(配置見込み)
	21 児童指導員(児指)③	児指	(配置見込み)
	22 児童指導員(児指)④	児指	(配置見込み)
	23 児童指導員(児指)⑤	児指	(配置見込み)
	24 児童指導員(児指)⑥	児指	(配置見込み)
	25 児童指導員(児指)⑦	児指	(配置見込み)
	26 児童指導員(児指)⑧	児指	(配置見込み)
	27 児童指導員(児指)⑨	児指	(配置見込み)
	28 児童指導員(保育士)⑪	児指	異動
	29 児童指導員(保育士)⑫	児指	異動
	30 児童指導員(児指)⑬	児指	異動
	31 児童指導員(児指)⑭	児指	異動
	32 児童指導員(児指)⑮	児指	異動
	33 児童指導員(児指)⑯	児指	異動
	34 児童指導員(児指)⑰	児指	異動
	35 児童指導員(上乗せ・保育士)⑱	児指	異動
	36 児童指導員(上乗せ・保育士)⑲	児指	異動
	37 児童指導員(上乗せ・保育士)⑳	児指	異動
	38 児童指導員(上乗せ・児指)㉑	児指	異動
	39 児童指導員(上乗せ・児指)㉒	児指	異動
	40 児童指導員(上乗せ・児指)㉓	児指	異動
	41 看護師	看護	配置予定
「子ども家庭支援課」地域支援担当27人	1 虐待対応専門員①	福祉	(配置見込み)
	2 虐待対応専門員②	福祉	(配置見込み)
	3 虐待対応専門員③	福祉	(配置見込み)
	4 虐待対応専門員④	福祉	(配置見込み)
	5 虐待対応専門員(相談件数配置)①	福祉	(配置見込み)
	6 虐待対応専門員(相談件数配置)②	福祉	(配置見込み)
	7 虐待対応専門員(相談件数配置)③	福祉	(配置見込み)
	8 子ども家庭支援員①	福祉	(配置見込み)
	9 子ども家庭支援員②	保育士	(配置見込み)
	10 保健師	保健師	(配置見込み)
	11 子ども家庭支援員③	福祉等	異動
	12 子ども家庭支援員④	福祉等	異動
	13 子ども家庭支援員⑤	福祉等	異動
	14 虐待対応専門員(相談件数配置)④	福祉等	異動
	15 虐待対応専門員(相談件数配置)⑤	福祉等	異動
	16 虐待対応専門員(相談件数配置)⑥	福祉等	異動
	17 虐待対応専門員(相談件数配置)⑦	福祉等	異動
	18 虐待対応専門員(相談件数配置)⑧	福祉等	異動
	19 虐待対応専門員(相談件数配置)⑨	福祉等	異動
	20 虐待対応専門員(相談件数配置)⑩	福祉等	異動
	21 虐待対応専門員(相談件数配置)⑪	福祉等	異動
	22 事務処理対応職員	事務	(配置見込み)
	23 事務処理対応職員	事務	(配置見込み)
	24 事務処理対応職員	事務	(配置見込み)
	25 事務処理対応職員	事務	(配置見込み)
	26 事務処理対応職員	事務	(配置済み)
	27 事務処理対応職員	事務	(配置済み)

「保護担当課」41名  
 ○児童指導員 36人 (うちチーフ3人)  
 ○児童心理司 2人  
 ○事務 2人  
 ○看護師 1人  
 ※児童指導員に対する派遣割合64%

児童福祉施設基準(児童指導員)  
 (内訳)  
 ・福祉4人  
 ・保育12人  
 ・児指14人

「子ども家庭支援課」地域支援担当27人  
 ○虐待対応専門員 15人  
 ○子ども家庭支援員 5人  
 ○事務処理対応職員 6人  
 ○保健師 1人

国の支援拠点基準(必置)  
 「事務処理対応職員」は任意配置(要対協や課庶務等を担当)

係	職種	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地域子育て推進係	事務（係長）					
	事務					
	事務					
	事務					
キッズな大森	児指（係長）					
	児指					
	児指					
キッズな洗足池	児指（係長）					
	児指					
	児指					
キッズな蒲田	児指（係長）					
	児指					
	児指					

係	役職		8年度開設
「子ども家庭支援課」 地域子育て推進係 4人	1 事務（係長）	事務	（配置済み）
	2 事務	事務	（配置済み）
	3 事務	事務	（配置済み）
	4 事務	事務	（配置済み）
「子ども家庭支援課」 キッズな大森 3人	1 児指（係長）	児指	（配置済み）
	2 児指	児指	（配置済み）
	3 児指	児指	（配置済み）
「子ども家庭支援課」 キッズな洗足池 3人	1 児指（係長）	児指	（配置済み）
	2 児指	児指	（配置済み）
	3 児指	児指	（配置済み）
「子ども家庭支援課」 キッズな蒲田 3人	1 児指（係長）	児指	（配置済み）
	2 児指	児指	（配置済み）
	3 児指	児指	（配置済み）

係	職種	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
開設準備担当 （開設準備室）	事務（係長）					
	事務（係長）					
	事務					
	事務	世田谷区				
	事務					
	事務					
	事務					
	事務					
	事務					

係	役職		8年度開設
児童相談課 9人	1 係長	事務	（配置済み）
	2 係長	事務	（配置済み）
	3 事務	事務	（配置済み）
	4 事務	事務	（配置済み）
	5 事務	事務	（配置済み）
	6 事務	事務	（配置済み）
	7 事務	事務	（配置済み）
	8 事務	事務	（配置済み）
	9 事務	事務	（配置済み）



児相開設準備室の想定職員数及び事務分掌のイメージ

組織	児相開設準備担当
庁舎	本庁舎
課名	担当名
課名	開設準備担当 4
職員	4



児相開設準備室														児童相談所(開設)			
蓮沼児童館・御園分室跡(予定)												※ (新築)大田区子ども家庭総合支援センター					
課名	担当名	事務分掌	係長	主任・係員	担当名	事務分掌	係長	主任・係員	担当名	事務分掌	係長	主任・係員	課名	担当名	係長	主任・係員	
開設準備課	庶務・計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算(工事費・執務室運営費)</li> <li>○補助金・交付金事務</li> <li>○設置運営計画</li> <li>○都との確認</li> <li>○国との協議</li> <li>○条例・要綱準備</li> <li>○工事監理</li> <li>○人材の確保・育成</li> <li>○アドバイザー会議</li> <li>○設置市事務作業部会</li> <li>○沢田東ひろば管理</li> </ul>	1	3	庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算(運営費・初度調弁・人件費・各種委託料・移転運搬料等)</li> <li>○補助金・交付金事務</li> <li>○工事監理・初度調弁取りまとめ</li> <li>○各種契約準備</li> <li>○移転準備</li> <li>○沢田東ひろば管理</li> <li>○人事管理(採用等)</li> </ul>	1	3	庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算(運営費・初度調弁・人件費・各種委託料・移転運搬料等)</li> <li>○補助金・交付金事務</li> <li>○建物維持管理</li> <li>○各種契約</li> <li>○移転準備</li> <li>○沢田東ひろば管理</li> <li>○人事管理(採用等)</li> </ul>	1	3	児童相談課	庶務係	1	3	
					運営管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関調整(委託・協定)</li> <li>○設置市事務進行管理・児相での事務の実施準備</li> <li>○措置費支弁準備</li> <li>○アドバイザー会議</li> <li>○設置運営計画</li> <li>○条例・要綱等整備</li> <li>○政令指定要請</li> </ul>	1	4	運営管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政策立案・庁内調整</li> <li>○関係機関調整(委託・協定)</li> <li>○設置市事務進行管理・児相での事務の実施</li> <li>○措置費支弁準備</li> <li>○広報・苦情申し立て対応準備</li> <li>○子どもの権利擁護(第三者評価等)</li> </ul>	1	4		運営管理係	1	4	
	児童福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣職員との連絡調整・支援</li> <li>○通告窓口検討</li> <li>○支援拠点との連携</li> <li>○要対協等地域連携</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○社会的養護制度検討</li> <li>○電算システム構築検討</li> </ul>	1	2	児童福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケース移管・データ移行</li> <li>○派遣職員との連絡調整・支援</li> <li>○通告窓口・支援拠点との連携</li> <li>○要対協等地域連携</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○社会的養護制度検討</li> <li>○電算システム開発・委託</li> </ul>	5	39	児童福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケース移管・実地訓練</li> <li>○通告窓口・支援拠点との連携</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○電算システム稼働</li> </ul>	6	55		児童福祉担当課	相談調整担当	6	55
心理指導担当					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケース移管</li> <li>○派遣職員との連絡調整・支援</li> <li>○検査体制構築</li> <li>○親子支援プログラム検討</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○療育手帳判定準備</li> <li>○検査器具購入</li> </ul>	6			16	心理指導担当			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケース移管・実地訓練</li> <li>○親子支援プログラム策定</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○療育手帳判定準備</li> </ul>		1		
保護準備担当課	保護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣職員との連絡調整・支援</li> <li>○保護体制の検討</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○初度調弁検討</li> <li>○業務委託・雇用等準備</li> <li>※3人のうち1人は事務職</li> </ul>	1	3	保護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○派遣職員との連絡調整・支援</li> <li>○保護体制の検討</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○初度調弁</li> <li>○業務委託・雇用等準備</li> <li>※8人のうち2人は事務職</li> </ul>	1	7	保護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実地訓練</li> <li>○研修の企画・実施</li> <li>○業務マニュアル・手引き・要綱</li> <li>○初度調弁</li> <li>○業務委託・雇用等</li> </ul>	1	40	保護担当課	保護担当	1	40	
職員数			3	11			5	25			9	102	職員数		9	102	

※R8の大田区子ども家庭総合支援センターの竣工までは、合計111人の執務室を確保するため 御園分室跡のほか子ども家庭支援センター等の施設活用を検討する必要がある。

児童相談所設置市事務・事務処理体制(案)

※想定事務量…世田谷区の事務量を基に算出し、作業部会で確認済み

ア 区分	イ 事務名	ウ 主な事務の概要	エ 想定件数 (児相設置時)	オ 所管課	カ 想定事務量※	キ 主な検討項目と人員要求の時期		
						ク R6	ク R7(引継ぎ)	ク R8(設置)
1 審議会	①児童福祉審議会の設置に関する事務	・審議会の設置、運営(本会及び部会)	年数回から毎月開催を想定	子育て支援課	16	-	・係長1、係員1 ・専門部会の構成検討	・条例等制定 ・委員選考・委嘱
2 里親関連	①里親に関する事務	・里親の認定及び登録 ・普及啓発、研修、交流の場の提供	30件程度	子ども家庭支援センター ・児童相談所	10	・職員増配置 ・事業検討	・規則、基準等制定 ・研修、交流事業検討	・登録受付、研修開始 ・フォスタリング機関設置
	②小規模住居型児童養育事業に関する事務	・事業設置届出受理、検査	1件程度 ※都内に12ホーム	子ども家庭支援センター ・児童相談所	(2-①に含む)	設置運営計画を策定する中で具体的に検討 ・検査については複数の職員での実施が必要になるが、児相OBを充てる等を検討 ・設置運営基準等の作成		
	③養子縁組に関する事務	・児相長が親権を行う児童の養子縁組に係る許可	2件程度	子ども家庭支援センター ・児童相談所	(2-①に含む)	-	・基準等作成	・業務開始、申請受付
	④民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	・養子縁組あっせん事業に係る許可	区内にあっせん事業者はなし	子ども家庭支援センター ・児童相談所	(2-①に含む)	設置運営計画を策定する中で具体的に検討 ・事業審査基準等の作成		
3 児童委員	①児童委員に関する事務	・児童委員の指揮監督及び研修	-	福祉管理課	1	新たに発生する事務は想定されない ※各地区委員への変更内容の説明や、五者協メンバーの検討は必要		
4 母子医療	①指定療育機関に関する事務	・結核児童に対する療育給付、指定療育機関の指定	・結核児童0人 ・指定療育機関0件	健康づくり課	0	新たに発生する事務は想定されない ※区内療育機関は2か所(府中、武蔵村山)のみで変動の可能性は少ない		
	②小児慢性特定疾病の医療費に関する事務	・医療費の支給、認定、小児慢性特定疾病審査会の設置 ・指定医療機関等の指定、検査	・申請等500件 ・審査会設置	健康づくり課	24	・システム検討	・係長1、係員1 ・システム改修	・専門職(保健師)配置 ・審査会設置 ※医師の任用形態検討
	③児童福祉施設に関する事務 「助産施設」	・施設の設置認可	・医療機関2施設 ・新規0件	健康づくり課	0	新たに発生する事務は想定されない ※区内助産施設は2か所(日赤、荏原)のみで変動の可能性は少ない(検査も都が実施)		
5 障害児	①障害児通所支援事業に関する事務	・事業の届出受理 ・指定事業者の指定	・児童発達支援21件 ・放課後デイ47件など ・新規開設10件	障害福祉課	10	-	・職員増配置	・条例等整備 ・事業所への周知
		・事業に係る検査		福祉管理課	30	介護・障害事業所の検査スパンについて、国の指針では6年に1度が望ましいとされており、実施に向けて検査数を増やしているところである(現在10年に1度程度の実施数)。このような中、新たに児童福祉施設(自立援助ホーム、児童養護施設等)の検査を対象にすることにより施設の情報収集、実施要綱改定、指導検査基準策定等の想定事務量として30とする。		
	②障害児入所給付費に関する事務	・障害児入所給付費の支給	・新規8件 ・更新16件	児童相談所	1	児相に配置する「児童福祉司」の業務として、別途配置計画を策定中		
	③児童福祉施設に関する事務 「障害児入所施設・児童発達支援センター」	・施設の設置認可	・障害児入所施設なし ・児童発達支援センターは「わかばの家」 ・新規0件	障がい者総合サポートセンター	0	新たに発生する事務は想定されない ※区内に障害児入所施設はなく、変動の可能性は少ない。また、児童発達支援センターもわかばの家のみである。		
・施設の設置者等に対する検査			福祉管理課	(5-①に含む)	-	-	-	
④障害福祉サービス等情報公開に関する事務	・指定通所支援施設、指定入所施設等の情報の公表	5-①と同程度	障害福祉課	3	-	・マニュアル作成準備	・職員増配置 ・要綱等制定、事業所周知	

ア 区分	イ 事務名	ウ 主な事務の概要	エ 想定件数 (児相設置時)	オ 所管課	カ 想定事務量※	キ 主な検討項目と人員要求の時期		
						R6	R7(引継ぎ)	R8(設置)
6 保育	① 児童福祉施設に関する事務 「保育所」	・施設の設置認可及び児童福祉審議会への意見聴取	現施設数 ・認可保育所153 ・一時預かり14 ・病後児保育9 ・認可外保育施設104	保育サービス課	3	-	・職員増配置	・事務開始
		・施設の設置者等に対する検査	(開設時) ・新規2件 ・廃止または休止2件 ・変更届150件程度	保育サービス課	170	-	・事務1、保育1 ・要綱、基準等の改正	・事務2、保育2、会計1 ・集団指導、実地指導開始 ※R8:事務1、保育4、会計1
	② 一時預かり事業に関する事務	・事業の届出受理	現14施設 (開設時) 事業の届出、変更、休廃止等10件程度	保育サービス課	2	現行の業務に大きな変更はない		
		・事業に係る検査	※現状でも事業届出書類等を受理し、取りまとめた上で都へ送付している。	保育サービス課	(6-①に含む)	-	-	-
	③ 病児保育事業に関する事務	・事業の届出受理	現9施設	保育サービス課	(6-②に含む)	現行の業務に大きな変更はない		
		・事業に係る検査	※現状でも事業届出書類等を受理し、取りまとめた上で都へ送付している。	保育サービス課	(6-①に含む)	-	-	-
	④ 認可外保育施設に関する事務	・設置の届出受理	現153施設	保育サービス課	3	-	・職員増配置	・事務開始
		・施設の設置者等に対する検査		保育サービス課	(6-①に含む)	-	-	-
⑤ 保育士試験の実施	・指定試験機関による実施が困難な場合等の試験実施	想定なし	保育サービス課	-	-	-	-	
7 その他の児童福祉施設	① 検査に関する事務	・施設の設置者等に対する検査	・児童養護施設2 ・母子生活支援施設2 ・新規0件	福祉管理課	(5-①に含む)	-	-	-
	② 認可等に関する事務	・施設の設置認可	※乳児院は区内になし	子育て支援課	2	新たに発生する事務は想定されない ※施設の認可事務は実質的でない		
	③ 児童自立生活援助事業に関する事務	・事業の届出受理	・自立援助ホーム2 ・新規0件	子育て支援課	1	新たに発生する事務は想定されない ※施設の認可事務は実質的でない		
・事業に係る検査		福祉管理課		(5-①に含む)	-	-	-	
8 その他	① 特別児童扶養手当に係る判定事務	・障害児及び重度障害児の知的障害認定診断書の作成	432件 (品川児相R2心理診断(知的障害相談)の件数)	児童相談所	(8-②に含む)	-	-	-
	② 療育手帳に係る判定事務	・療育手帳(愛の手帳)の判定		児童相談所	5	児相に配置する「児童心理司」の業務として、別途配置計画を策定中 ※手帳交付の役割分担についても福祉部と確認済み		
<b>想定事務量合計</b>					<b>281</b>			